

平成 2 4 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第3日）

6月15日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前11時37分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
 - 5. 植 村 真 美 議員
 - 6. 菊 島 好 孝 議員
- 日程第 4 議案第103号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 5 議案第105号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第106号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第104号 赤平市個人情報保護条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第107号 赤平市火災予防条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 9 議案第108号 空知教育センター組合規約の変更についての委員長報告
- 日程第10 議案第109号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についての委員長報告
- 日程第11 議案第110号 平成24年度赤平市一般会計補正予算

- 日程第12 意見書案第21号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- 日程第13 意見書案第22号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- 日程第14 意見書案第23号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第15 意見書案第24号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第17 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
 - 5. 植 村 真 美 議員
 - 6. 菊 島 好 孝 議員
- 日程第 4 議案第103号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告
- 日程第 5 議案第105号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第106号 赤平市国民健康

保険条例の一部改正についての委員長報告

日程第 7 議案第 104号 赤平市個人情報保護条例の一部改正についての委員長報告

日程第 8 議案第 107号 赤平市火災予防条例の一部改正についての委員長報告

日程第 9 議案第 108号 空知教育センター組合規約の変更についての委員長報告

日程第 10 議案第 109号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についての委員長報告

日程第 11 議案第 110号 平成24年度赤平市一般会計補正予算

日程第 12 意見書案第21号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

日程第 13 意見書案第22号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

日程第 14 意見書案第23号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

日程第 15 意見書案第24号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第 16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第 17 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
5	3	植村 真美	1. 赤平市のイメージアップについて 2. 観光客に対するおも

順序	議席番号	氏名	件名
			てなし強化について 3. 人口減少と高齢化が進む住宅環境の考え方について 4. 民間企業とのさらなる連携について 5. 東日本大震災のがれき受け入れに関する情報について
6	8	菊島 好孝	1. 生活保護制度について

○出席議員

- 9名
2番 五十嵐 美知君
3番 植村 真美君
4番 竹村 恵一君
5番 若山 武信君
6番 向井 義擴君
7番 太田 常美君
8番 菊島 好孝君
9番 北市 勲君
10番 獅畑 輝明君

○欠席議員

- 1名
1番 大道 晃利君

○説明員

- 市長 高尾 弘明君
教育委員会委員長 田口 敏弘君
監査委員 小椋 克己君
選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉君
農業委員会会長 野村 繁君
副市長 浅水 忠男君

総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	栗山滋之君
市民生活課長	片山敬康君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君

教育 委員会	教育長	渡邊敏雄君
”	学校教育 課長	相原弘幸君
”	社会教育 課長	吉村春義君

監査事務局長	下村信磁君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会議務局長	大橋一君	
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番若山議員、9番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、委員長から送付を受けた事件は7件であります。

議員から送付を受けた事件は、4件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、4件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、1、赤平市のイメージアップについて、2、観光客に対するおもてなし強化について、3、人口減少と高齢化が進む住宅環境の考え方について、4、民間企業とのさらなる連携について、5、東日本大震災のがれき受け入れに関する情報について、議席番号3番、植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、赤平のイメージアップについて、カント

リーサインの見直しについてお尋ねさせていただきまします。当市境界地に設置されておりますカントリーサインでございますが、赤い花とにじのデザインになっておりますが、これは今の赤平とどのような関連性があるのかと問われる声が多くなってきております。最近地元の活動状況の変化と新たなPR戦略の一環として変更している市町村が見受けられておりますが、市民からのアイデア募集も大切ですが、外部からの客観的な視点を取り入れた中で今後ご検討いただきたく思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長(獅畑輝明君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) カントリーサインにつきましては、主に都道府県、市町村の境界となる道路上に設置されているものですが、平成2年に北海道開発局がこれまでの標識とは違った形でわかりやすく親しみの持てるランドマークの一つとして、各市町村のシンボルマークと市町村名が一体となった案内標識を北海道の各市町村に設置したところがあります。本市におきましても、にじとバラをモチーフとしたデザインとなっておりますが、バラにつきましては当時はフラワーパークタウン構想を推進していこうと、またにじにつきましては平成2年4月に制定されました虹の映えるまち赤平という点から、北海道開発局と協議をしながらデザインを決定した経過がございます。その後平成17年ころには北海道でも合併が進み、新市誕生によりカントリーサインが変更となり、最近では事業などの衰退によりカントリーサインを変更する事例もがございます。議員が言われるように、まちのイメージ戦略ということは非常に大切なものであると認識をしておりますし、現状のデザインが20年以上経過し、情勢が変化していることを踏まえ、今後の取り組み方法も含め検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) 植村議員。

○3番(植村真美君) [登壇] 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。大変最近

デザインセンスも問われている部分もございますので、そういったデザイナーであるとかコピーライターといった専門家の方々のアドバイスもいただきながら、当市のイメージが伝わりやすいカントリーサインの作成をぜひ前向きにご検討いただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目、赤平の花、木などの見直しについてお尋ねさせていただきます。郷土を愛するきっかけの一つに自分の住むまちの歴史、環境を知るといことも大切な要素として挙げられます。その中で今の赤平市の花は菊、木はカエデとなっております。しかしながら、このものたちは、日ごろ生活している中で私たちの生活に身近に感じられているものなのかというのが疑問でございます。以前は菊まつりが開催されておりましたが、今はなくなってしまっております。また、カエデにつきましても、それほど名所があるわけでもなく、市に多く植生しているわけでもございません。それほど私たちの身近に感じるものとは思いません。今では北海道の春は赤平から始まり、秋には山菜の宝庫として山々が潤い、市民に楽しみ場を与えている花、木の存在もでございます。市の情報としてホームページにも掲載されていることから、当市の今のイメージを伝える部分においては大変理解が難しいところがあると思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 赤平市の花や木に関しましては、市民憲章を十分に理解されました市民憲章起草委員会並びに市民憲章推進協議会が当時市民アンケートや公募、意見募集などを経て案文を取りまとめ、市議会で議決され、制定されたものでございます。市の花、菊につきましては、赤平では大正時代から栽培され、市民に親しまれてきたこと、生命力の強さと市民の根強さとたくましさ、また花卉のまともは市民の結集と郷土愛、親しみとして大衆性を持ち、愛好される、こうしたことを理由に昭和48年9月に制定され、また市の木、カエデにつ

きましてはイルムケツ山を中心に自生し、北国の力強さを表現していること、四季を通じて美しさを漂わせている、生命力が強く病害、公害などにも強い、苗木の入手、移植も容易である、特に語源は手のひらで、赤平の語感にふさわしく、広葉樹には赤い手のひらとも表現できるとの理由から昭和56年3月に制定されたものであります。このようにそれぞれが制定までの経過や背景に深い意味合いを持っておりますし、長年の歴史の積み重ねによって大勢の市民に認知されている状況から、しっかりと次世代へ継承し、赤平の風土や歴史を守ることが重要ではないかと考えております。しかし、議員が言われるように、まちのイメージ戦略ということにつきましては非常に大切なものであると認識をしておりますし、花や木の制定とは別の形で花や木に限らず、市外の方々にも赤平といえばこれだと言えるような魅力を知っていただく、あるいは発掘するような発想や取り組みが必要であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまの菊とカエデの深い歴史の部分をお聞かせいただきました中では、その中でも前向きにご検討いただいているということだったものですから、菊とカエデは初代の花と木という形で、また新しく市内に活力を見出す意味で今赤平とともに歩んでいる2代目の花と木などの選定を考えていただいてもよろしいのではないかと考えておりますので、ぜひ今後ともご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは、3番目、赤平の名所看板の見直しについてでございます。車での通過交通が多い当市の現状の中でイメージ効果を高め、集客性につなげるためにもドライバーや車の中からでも目に入る路線看板の設置が有力だと考えております。滝川から赤平に入りますと、当市の施設の看板も設置しておりますが、意識して見ないとわからない看板でございます。意識しなくても目に入る看板でなければ、看板とは言いがたく、赤平の名所に対するインパクトも

薄いものとなっているのではないのでしょうか。滝川から芦別からと境界付近や信号でとまる、何げなく目に入るバイパスの路線など、当市の名所がわかりやすい看板の設置のご検討をいただきたく思います。いかがでしょうか。他市におかれましても、信号で車がとまるあたりに名所の看板が写真とともに左に何キロ、右に何キロと掲げられている名所の看板もよく目にいたします。そういったものが私には大変うらやましく思っているのですが、つい先日流政之先生の彫刻を見に来たけれども、どこにあるのかわからないということで尋ねてきた方たちがいらっしやいました。その方たちは、たまたまそこに知っている方に出会えたから見ることができましたが、タイミングを逃して見るができないときもあるのではないかと思います、やはり当市の名所を案内する看板が経済効果を高めるためにも必要なことと実感いたしました。公共施設だけにとどまらず、赤平市内各団体に希望を募り、ともに制作するような方向性もぜひお考えいただきたく思っておりますが、その点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 本市におきましては、フラワーヒルズコミュニティ広場に大型の案内看板がございますが、もともとは空知産炭地域5市1町の案内と赤平市の案内を掲載しておりましたが、情報も古くなったことから、平成22年度に道の地域づくり総合交付金を活用いたしまして、赤平の公共、観光施設の案内やイベントの紹介、赤平マップを表示し、また新たに裏面も活用し、エルム高原の施設の案内も載せ、流先生の「SAKIYAMA」も表示するなど、全面的にリニューアルを行っております。しかし、設置位置が駐車場に位置しており、国道からは気づきにくい場所にあるため、議員が言われるようなご指摘もあろうかと思っております。車に乗っていても名所がわかるような看板ということですが、信号待ち等を考慮すると、交差点付近に設置することが望ましいと思っておりますが、道路法の規制や道路に隣接する土地の問題等、そして財政

的課題、さらにある程度大きな看板でなければなりませんので、これらの課題整理に向け検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 いろいろと看板の設置の場所など、ご検討が必要になってくる部分があるかと思っておりますけれども、ぜひ前向きにご検討いただけたらと思っております。

最近まちを見てもみると、古い看板があったり、ちょっとすすけていた看板があるなど、市内を見渡してみたところ、そういった看板をリニューアルして新しく設置するという考えもあるのではないかなというところもございます。そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 既存看板の再利用のお話であります。まずは市にある観光案内看板の現状調査を行いまして、移転を含みリニューアルの活用、あるいは撤去すべきかを判断をいたしまして、その上で移設して再利用するほうが経費的に効果的であるのか、また新設とそう変わらないものであるのか、こういったことを比較したいと思っております。さらに、赤平の観光名所の核となるのは、やはりエルム高原施設でありますので、フラワーヒルズコミュニティ広場に設置されている看板につきましても、先ほど申し上げた看板とは別ですが、入り口側のほうの手前のほうの看板であります。これにつきましても色が薄れてきている現状でありますので、リニューアルについて検討を進めてまいりたいと思っております。これらの調査や検討結果をもとに、一気にすべて整備するという事は難しいとは思いますが、今後計画的に整備を進めていくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 大変前向きなご答弁いただきました。ぜひ市内の側からの目線では

なくて、市外からの訪問客になった目線でそういった名所の看板の設置などをぜひ深くご検討いただきたく思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、観光客に対するおもてなし強化についてでございます。①、トイレについて。赤平の観光客といたしまして、エルム高原、お祭りを初め、最近では炭鉱遺産に関連したイベント、見学に来る研修生も多くなってまいりました。また、当市のホームページの観光サイトに含まれます駅裏には、赤平を一望することのできる777階段のズリ山階段がございます。しかし、この一帯にはトイレがなく、昨年度も炭鉱遺産を見学に来ました修学旅行生たちがバスでわざわざ移動して交流センターみらい、コミュニティ広場のトイレを使うといった形になっているのが現状でございます。立地的に常設のトイレの設置は難しいかもしれませんが、駅裏全体に観光客が来る、そういった研修生が来る割合が多くなっている部分もございますので、そういった時期に仮設のトイレを設置すること、また関係する公共施設、民間施設との連携を図りながら、トイレのない、そういった観光名所箇所に配慮をする考え方をぜひご検討いただきたく思いますが、この点につきましてはいかがででしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） トイレの関係でありますけれども、特に駅裏のズリ山階段ということだと思いますが、駅裏のズリ山階段につきましては平成22年度にリニューアルしたことも功を奏しまして、以前よりも階段を上られる方がふえております。また、赤平コミュニティガイドクラブTANtanによるガイドツアーやフットパス等によって、立坑以外に市内の炭鉱ゆかりの施設やズリ山にも一般の方のほか、学生や学識経験者等幅広い方々にお越しをいただいております。ご承知のとおり、本年1月には駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会から跡地活用に関する提言をいただき、現在行政内部でもプロジェクトチームをつくり、提言を生かした形での具体

的な整備方針を検討しておりますが、議員が言われるトイレの設置についても一つの大きな課題となっております。今課題と申しますのも、この場所には上水道、下水道がなく、これを整備するだけでも5,000万円程度かかるとの試算もありまして、バイオマストイレや仮設トイレ等を含め効果的な方法はないか、常設が必要なのか、臨時的仮設なのか、どれだけの利用があるのか、また清掃管理は、そして費用は、こういった点で検討を行っております。本年度は、駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会のメンバーを中心に駅裏活用に関する企画検討を現在重ねておりますが、同メンバーとしても何をやるにも台数は別としてトイレが必要との認識であります。以上のような経過や課題も含めまして現在検討中でありましますので、いましばらくお時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 この件につきましても今の経過と流れとともに、その駅裏検討会議の部分におきましても前向きにご検討いただけたということでございましたので、今後の展開を期待したいというふうに思っております。トイレをそういった形の部分で新設するという考え方も1つあるのですが、そういった多くの研修生であったり、観光客が当市に来ているということを公共施設を管理している方たちにもぜひアンテナを張っていただきたいというふうに思っております。実は、去年はそういった展開をしている中でバスで移動して公共施設を利用する中でも受け入れ態勢がやはりなっていませんでしたので、そういった公共施設の理解も十分にすることが大切だなと感じた部分がありましたので、そういったことの情報交換も、ぜひ公共施設を管理されている方たちには情報収集、アンテナを張っていただくことが必要と感じておりますので、そのあたりの対応も課の連携を通してお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、②、お祭りの開催日の考え方について。火まつりの開催は、芦別の健夏まつりと例年重

なっておりますが、ことしは開催が1週間ずれております。今火まつりの開催においては市からの助成金も出ておりますが、今後人口減少、高齢化が進む中でこれまでと同じ状態が続けられるとは限りません。また、祭りの運営にかかわる人材不足、外部への情報発信の効果を考えますと、近隣地域、芦別市との協力体制も今後は視野に入れて行うことも必要と考えております。互いの祭りの日程をずらすことで観光客にどのようなメリット、デメリット、また互いのまちにどのような相乗効果が得られるものなのか、ことしは近隣地域との連携を視野に入れた祭りのあり方を検討するいい機会だと思っております、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） お祭りの開催日の考え方ということでお答えさせていただきます。

ことしで41回目を迎えますあかびら火まつりは、7月の第3日曜日を最終日とする土日に開催するというので取り決めがされているところであります。芦別市の健夏まつりは、第3週末の開催ということで、ことしは火まつりと健夏まつりの開催日がずれるという結果となりました。しかし、来年以降はまた同日開催になるというふうに思われます。火まつりも健夏まつりもそれぞれに歴史と伝統があり、市民が主体のお祭りでありますので、日程の調整をするというのは難しいものと考えております。また、火まつり実行委員会の中では、昼間は芦別の健夏まつり、そして夜には赤平の火まつりを見てもらうなど、同日開催の相乗効果を図るべきではないのかというような意見もあることから、近隣市町村のイベント情報などを把握するとともに、火まつりと各地のイベントの相乗効果を図ることができないかなど、中空知広域圏での担当者会議もありますことから、近隣市町村で情報を共有してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、40年の歴史のあるあかびら火まつりをどうすれば市内外の皆様に楽しんでいただけるのか、今後検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 歴史が深いお祭りであるということで、今までの考え方というのがしっかりとついているということでその日程の開催ということなのですが、ぜひ人口減少であったり高齢化という部分の中で、今後この祭りのあり方というものがどのように変化していくのかということも視野に入れながら、継続していただくと方向性を何とか考えていただきたいという中での近隣地域との連携を密にさせていただきたいというお願いの提案でございましたが、ぜひ公式の調査にはならないかと思っておりますけれども、今後広域連携の必要性が高まりを見せている中でございますので、大変重要な視点だと私の中では思っております。そういった中で、その観光客を受け入れる体制を近隣地域との連携を密にした中でどのように可能性が広げられるのかを考えていただけたら幸いに思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

3番目、おもてなし隊の結成について。赤平の統計書によりますと、観光者数はお祭りは3万人、エルム高原施設の利用者数は11万人とありますが、その他民間団体では空知単板工業の100キロウオークでは1,000人近く、炭鉱遺産では約2,500人、かばんのいたがきさんでは5,000人以上、赤平オーキッドさんでは約7,000人、植松電機さんでは1万人など、当市におきましてもこれまでイベント観光の流れに力が入りがちでございましたが、最近はその目的で赤平に立ち寄りの方々も多くふえていて実感しております。そういった方々を大切にもてなすためにも、さらに各団体と手をつなぎ、手厚くそういった観光客の方たちをおもてなしする体制づくりをぜひ検討していただきたく思っております。例えば当市におきましては町なかに宿がございません。泊まれる施設といたしましては、エルム高原内にある虹の山荘のロッジでございます。キャンプに来る家族、友達連れにつきましては大変喜んでいただける施設と思っておりますが、少人数で来たお客様、ビジネスで来ているお客様に対しましては飲食店から大変遠く、

タクシーで往復4,000円もかかってしまうなど、車なしでは泊まりに来れないなどのこともございますし、大変難しい条件でございます。しかしながら、赤平に観光客をおもてなしするにはこの宿を紹介するしか今のところございません。まち全体で宿泊者におもてなしするムードを伝える戦略が必要と考えております。よくどこのホテルにでもありますが、宿泊者には飲食店の割引チケットやタクシー割引チケットを配付するなど、また赤平のお土産もつく、そのほかには赤平1日コース、半日コースといった観光紹介のパンフレットもあるなど、赤平に来てくれた方たちに観光客といたしましておもてなしをする工夫を考える団体をエルム高原施設を中心とした民間企業、団体と行政が連携し、いかに赤平に観光客、訪問者を受け入れる体制をつくることができるのか、ぜひ前向きに考えていただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 3番のおもてなし隊の結成についてということでございますが、当市を訪れる観光客をどのようにおもてなしをするのかを、そういうことを考える団体をつくれないうようなご質問であろうかと思いますが、当市ではあかびら火まつりやらんフェスタで多くのお客様に赤平に来ていただいております。そのようなお客様をイベントだけで帰すのではなく、どのようにおもてなしをするのか、赤平市を楽しんでいただくのかということは当市の経済にとっても大変有意義なことと考えております。また、イベントに限らず赤平にお越しいただいているお客様についても同様であると考えております。現在は観光パンフレット等で案内をしておりますが、ほかにどのような方法で周知することができるのか検討すべき課題だというふうに思っております。その一つとして、今年度は赤平観光協会においてホームページの作成を予定しており、その中で市内の商店や飲食店、またはエルム高原や保養センターゆったりなどの紹介をして

まいります。また、このホームページを随時更新することでより新しい情報を発信できると考えております。議員からお話のありました当市の宿泊施設、エルム高原温泉ゆったりの虹の山荘に宿泊されたお客様への対応でございますが、施設の指定管理者であります赤平振興公社と今年度エルム高原全体の活性化について協議してまいります。その中で議員の提案された事項につきましても検討課題としてまいりたいというふうに考えております。今後市外からのお客様をどのようにおもてなしをしていけるのか、これは当市にございます観光協会を中心として各団体と連携していきながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ことしは観光協会でのホームページを立ち上げられるということで、大変赤平市の観光にとっても有力な手段と考えられます。でも、ホームページを立ち上げる中での運営というのが大変なことになっていくと思います。また、それに対する関係者とのコミュニケーションであったり、情報の収集であったりというものが継続して行われていくということが大切になってくると思いますので、その辺のチームワークを密に期待するところでございます。

それで、追加ですが、意見なのですが、先日愛知県の産業大学の先生を名古屋からお招きいたしまして、あかびら匠塾協議会、がんがん鍋、赤平コミュニティクラブTANtanの合同勉強会というのを開催いたしました。そこで感じたこととしては、日ごろ顔見知りで活動の中でも会っているにもかかわらず互いの連絡先を知らなかったり、活動内容をしっかりと理解していなかったことによって今ですれ違いの状況があったりだということが発覚したことがございました。そういった顔をしっかりと突き合わせてしっかりと協議をする連携体制をとるとということの中におきましては、各団体が連携体制を深くすることで今後のそ

た赤平のおもてなし事業につながる方向性が見えてくるのではないかというふう実感した次第でございます。さらに、札幌から赤平の観光ツアーを企画していただいている旅行会社もありますので、外部からのノウハウなども聞き入れながら、赤平のおもてなしについてぜひ深く今後ご検討いただきたく思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

大綱3、人口減少と高齢化が進む住宅環境の考え方についてお尋ねいたします。①、居住地域の集約化と空き家対策について。先日市内のある町内会の要望により、道路の見学をしてみいました。その際に道路よりも気になったのが崩壊した家、崩壊寸前の家、また空き家が連なっている状態でございます。また、その中には最近高齢者の孤独死もあったと伺っております。そういった情報の中で本市の高齢化の状態といたしましては、皆さんもご存じと思いますが、39%と全国、北海道の水準からも高く、高齢化の単身世帯数も私が住む文京町においては772世帯のうち150世帯、2割にもなります。そして、これからもさらに高齢化は進む中で高齢者単身世帯が急増し、さらに人口減少が進みますと、国土交通省の推計からも人口規模の密度が低下することにより行政コストが増加することは明らかであります。全国に先駆けて高齢化が進む本市におきましても、迅速な対応をとらなければ行政運営が成り立たなくなることが懸念されます。そういった状態を避けるためにも、町内会、民生委員、介護健康推進課と建設課がさらに連携し合い、高齢者の単身世帯の訪問に力を入れる体制づくり、コミュニケーションを高めることでの情報交換、その高齢者に合う安全な施設や住宅環境を紹介することによって、事前に繰り返しそういった情報を公開することで高齢者単身世帯を置き去りにすることがなく、安全な住環境、生活に導く意味での集約化を図ることを目的とする活動につながっていくことと思われまます。その点につきまして具体的な活動をどのようにお考えいただいているのか、また持ち家の場合はその後の対処方法

について話し合う機会などを設けるなど、情報交換を何度もし、空き家を放置することのないような推進活動をぜひ展開していただきたく思っておりますが、今の現状をお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 居住地域の集約化と空き家対策についてお答えをさせていただきます。

高齢化が急速に進む中で高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加していることから、高齢者の居住の安定の確保は大変重要な課題であります。国においても、全国的に増加が見込まれる介護等を必要とする高齢者等に対して住宅施策と福祉施策が連携して取り組むことにより、的確な対応を目指して高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、北海道においてもそれを受け住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者の住まいに係る施策を推進することを目的とした北海道高齢者居住安定確保計画を策定中であります。本市においても、これまで高齢者の生活全般の相談につきましては総合相談窓口として介護健康推進課に地域包括支援センターを設置し、対応に当たっており、近年個人の持ち家で生活をされている高齢者からも自身の高齢化と建物の老朽化、さらには冬期間の除雪問題などから住宅の維持が難しくなり、施設への入所やシルバーハウジングなど市営住宅への入居を希望する方々の相談が出てきており、関係課で連携を図り、対応しているところでありますが、今後も相談が増加してくることが見込まれますので、引き続き関係課の連携を図り、個々のニーズに合った解決策を考え、その対応に当たってまいりたいと考えております。

また、市営住宅においても老朽化等により多くの空き戸があります。建替事業により戸数の縮減と居住環境の改善を進めておりますが、そのほかにも空き戸が多く存在する団地があることから、入居停止団地等の既存入居者を他団地等へ移転誘導することにより住棟を整理し、居住環境の改善や住宅管理費の縮減を図ることを目的とした公営住宅等集約移転

事業なども住環境プロジェクトチームにおいて検討しております。人口減少による空き家の増加は、まちの空洞化や防犯面、景観等、多くの問題があり、今後も増加することが予想されます。現在あんしん住宅助成事業において昭和56年建設以前の老朽住宅除却に対して助成を行っており、これまで31件の申請件数があり、地域の環境に影響を与える廃屋状態の解消と耐震化率向上等に効果があったものと考えております。

また、今後は空き家等の所有者の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態の空き家に対する措置について必要な事項を定め、重大な損害の防止に寄与することを目的に、空き家適正管理に関する条例の制定について関係課において検討を重ねているところでありますし、空き家の有効活用による移住、定住促進や地域活性化を目的として空き家バンク等の情報の提供なども有効な政策の一つであると考えられますので、今後庁内関係課と連携を図りながら、空き家情報の提供方法についても検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕いろいろとプロジェクトチームでお考えになっているということの経過を聞かせていただきまして、ぜひ長年住みなれている場所を離れたくないというご高齢の方たちの気持ちというのは強くあると思うのですけれども、やはり長期的な計画というか、長い目でのコミュニケーションというのが必要になってくるかと思うのです。そういった方たちの指導、コミュニケーションの指導であったり、話し方も誤解をされないようなことなども練習していきながら、そういったことも意識しながら長目長目、早目早目の情報交換、情報共有をぜひ進めていただきたく思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

2、住宅マスタープランの見直しについて。さきの議会の報告会にもございましたが、今の住宅プランが加速する高齢化と合わないところが出ているように思われることが市民から意見として挙げられま

した。当時は家族、夫婦と一緒に暮らしていた中ではございましたが、今では1人での生活となり、住宅が大き過ぎる、高齢化が進み、除雪作業の当番制が狂う、除雪機を入れたいが、構造的に許されない、人力での対応になってしまい、大変だということです。これからの住宅マスタープランの建てかえ構想の中でも、再検討が必要な部分が出てきていると感じております。また、平成17年の住宅マスタープランにおきましては、高齢者に向けた住環境整備はもちろんのこと、若年層の定住促進も掲げられておりますが、人口の動向から見ましても高齢者に対する対応が優先され、なかなか年齢層の若年層の定住促進が難しい状況にあることがうかがわれます。今後の住宅マスタープランにおいて、ぜひとも構想の中にお考えいただきたいことは、高齢者と若者がともに生活のできる住環境の計画でございます。例えば集合住宅の考え方の中で共用空間の活用によるコミュニティづくりの育成、人間関係と集合住宅の豊かさを実感するといった空間をつくり出し、1つの集合住宅をふるさとと感じる住環境プラン、ユーコートといった考え方がございます。当市の今後建てかえられる公共住宅にすべて当てはまる構想だとは思っておりませんが、ぜひ若者と高齢者がともに暮らす空間づくりの構想の中でご参考にしていただけたらと思っております。また、その際には住宅の計画から入居ターゲット層との話し合いも必要になってくることが考えられます。今後住宅マスタープランを見直すに当たり、もう既に建てかえられた住環境についての意見も収集し、検討委員会の中では市内の企業、団体、幅の広い年齢層に参加をしてもらうなど、高齢化が進む中において若年層とも支え合いながら暮らせる住環境づくりのプランをぜひ盛り込んでいただきたく思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住宅マスタープランの見直しについてお答えをさせていただきます。

住宅マスタープランは、地域特性に応じた住宅の

供給に関する事業等を推進させるため地方公共団体による住宅整備等に関する計画であり、本市では平成11年度に商工会議所、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、婦人団体連絡協議会等の各種団体、北海道大学助教授、庁内関係部課を含めた策定委員会を設立し、市民アンケート及び日の出、青葉シルバーハウジング入居者のご協力による意見聴取も行い、6回の作業部会と3回の策定委員会にて協議検討を重ねて策定したものでございます。その後、公的住宅の整備に関して入居状況の変化や財政事情の悪化に伴う抜本的な見直しの必要性と公営住宅ストック総合活用計画策定にあわせ、平成16年度に見直しを行っており、現計画期間は平成17年度から26年度までの10年間となっております。また、公営住宅の整備に関しては、平成21年度に公営住宅ストック総合活用計画の見直しにあわせ、既存団地の修繕計画を追加作成した赤平市公営住宅等長寿命化計画を策定しております。しかし、急速な高齢化や少子化のさらなる進展、それに伴う人口、世帯の減少などにより、市内全域の住環境に対する総合的な見直しの必要性は認識をいたしており、平成21年度にスタートしております第5次赤平市総合計画においても住環境対策は重点プロジェクトに位置づけをしており、庁内にプロジェクトチームを設けて検討を重ねているところであります。国においては、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活基本法を平成18年度に制定し、それに基づき住生活基本計画を平成27年度までの10年計画として閣議決定し、平成23年3月には計画期間を平成32年度までとする新たな住生活基本計画が閣議決定をされております。また、北海道においても、国の計画に合わせてことし3月に計画期間を平成32年度までとする新たな北海道住生活基本計画を策定しております。本市においては、平成26年度に住宅マスタープランの見直しと公営住宅ストック総合活用計画策定から10年が経過することから、ますます進む少子高齢社会等における本市の住宅政策の現状と課題を整理し、北海道住生活基本計画の

見直しも踏まえた新たな住宅マスタープランとなる住生活基本計画等を平成26年度に策定する予定であり、策定に向けては当初計画策定時と同様に市民や各種団体の参加方法なども検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕平成26年度に向けて、いろいろとまた住宅プランを見直されるということでございます。前回平成17年のマスタープランの中でも、行政と民間団体との連携によるいろいろな連携体制というのが掲げられております。住宅情報提供事業の構想も掲げられておりますが、最初の検討委員会の構成メンバーからそういった住宅情報提供事業の構想がさらに広がって強化できるような体制づくりというのを次回のマスタープランのときにはぜひもっとさらに期待をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大綱4、民間企業とのさらなる連携について、①、あかびらまちづくりパートナー協定について。市民と行政のパートナーシップを確立する目的といたしまして、さらに企業と行政が協力体制を構築し、よりよいまちづくりの展開を図っていくためにまちづくりパートナー協定を設置する地域が最近ございます。近隣では札幌市の取り組みでもございますが、また民間企業におきましては地域貢献によって新たな資源、人材の発掘を試みることやメセナといった企業が主として資金を提供し、文化、芸術活動を支援するなどといった地域を応援する企業も多く見られるようになっております。また、企業がどれだけ地域とともにかかわるか評価される時代背景ともなっております。そのような中、本市におきましても市民と協働のまちづくりを目指した中でのまちづくりパートナー協定の設置についてお考えをいただきたく思っておりますが、いかがでしょうか。本市におけるさまざまな事業を民間企業や市民団体とともに行い、課題解決や新しい糸口を見つける、行政、民間企業に関する互いの役割を理解するきっかけ

くり、互いの利点を生かしたまちづくりのあり方、さらなる情報公開の情報の透明化など、新たな資源の発掘を共有しながら企業づくり、地域づくりに反映させる手法といたしましては有効的なものと考えられますが、この設置に関してのお考えをお聞かせいただきたく思います。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 大綱4、民間企業とのさらなる連携について、①、あかびらまちづくりパートナー協定についてお答えいたします。

まちづくりパートナー協定、あるいはまちづくりパートナーシップ協定、それらは地域や各種団体、企業が市とまちづくりに関して協力体制を構築するものであり、みずからまちづくりに参加していただくことはもちろんのこと、市と連携することで双方の強みを生かしながらまちづくりに取り組んでいくものと考えております。当市では、災害などの緊急を要する事項について既に民間企業とのパートナー協定を結んでおりますが、まちづくりについてのパートナー協定はまだありません。しかしながら、赤平市ではまちづくりの主役は市民であるとの考えから、協定は結んでおりませんが、既に市民参加型のまちづくりを目指してきております。

議員質問の民間企業とのさらなる連携であります。まちづくりにかかわる事項は多岐にわたり、民間企業にいたしましてもそれぞれ得意分野等もさまざまであると思われるので、一定のルールづくりが必要であると思われる。基本のルールを制定し、その中で個人、団体、企業などのまちづくりの参加を促すお互いの役割分担などを定めたパートナー協定を締結することが考えられます。いずれにいたしましても、企業や団体がみずからまちづくりに参加していただけることは、地域社会の一員として地域の発展に貢献するものと考えますので、どのようにしてまちづくりパートナー協定を進めていくのか今後検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君） [登壇] この民間企業と私が言っている枠組みの中では、市内の民間企業にかかわらず、市外の民間企業、大手の企業なども巻き込む形のそういった連携体制も視野に入れていただきたいという、ご検討いただけたらというふうにする流れではございました。当市の今後の高齢化であったり、人口減少を考える上で本当に行政コストも社会福祉費が優先といった考え方になりがちになってきまして、まちづくりに対する費用の軽減の傾向が見られるのではないかとというふうに変身も懸念しておりますが、そんな時代に合わせて幅広いまちづくりや行政サービスの可能性を見出していくためにも、ぜひそういった企業との連携の体制というのが今後必要になってくるかというふうにお感じしておりますので、何とぞご検討いただきたくよろしくお願いいたします。

大綱5、東日本大震災の瓦れき受け入れに関する情報について、①、市民への情報発信と意見収集の場の設定についてでございます。東日本大震災が発生いたしまして、約1年半が経過いたしました。地震、防災に関する関心、原発に対する危機意識に高まりを見せている中、被災地の復興の障害となっている岩手県、宮城、福島の3県にわたる2,253万トンの瓦れきの処理が問題となっております。政府におかれましても、全国の自治体に広域処理を呼びかけておりますが、受け入れの表明をしている都道府県はそれほど多くないのが現状でございます。また、昨年度予算につきましても震災復興特別交付税が交付されております。今後の国動向につきましても、注目をしなければならないと感じております。そのような背景の中で当市におかれましても、瓦れき受け入れに関する状況の情報公開、また瓦れきを受け入れることに関する市民からの意見をあらかじめ収集し、今後の中・北空知廃棄物処理広域連合の中での賛否が問われる時期もあることと思っております。そういった打ち合わせの中で、事前に市民の声を聞いた上で当市の考えをまとめておくということの必要性があるかと考えます。そのためにも、市民に瓦れき

に関する当市の現時点での見解や特集をホームページ上に掲げ、またさらに赤平広報でも状況の公開をする、それと市内の各施設に意見収集ボックスなどを配置し、情報収集の場を設置するなど対応をお考えいただきたく思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） お答え申し上げます。

まず、震災瓦れき受け入れについての現状を申し上げますが、当市については最終処分場の容量に余裕がないことから、受け入れできない旨の回答をいたしております。また、現在建設中の中・北空知廃棄物処理広域連合の新焼却施設につきましては、去る4月20日に開催されました構成市町首長会議において受け入れについては検討段階にないということで意見一致したところであります。震災瓦れき問題につきましては、マスコミで大きく取り上げられ、その処理についての考え方もさまざまですが、赤平市といたしましては今のところ情報発信や意見収集の場の設定等はいたしておりません。ただ、みんなの掲示板への投稿やお電話もちょうだいいたしております。随時状況のご説明をさせていただいております。市民の皆様の中でいろいろなご意見もあろうと思いますが、今後もこういった対応をいたしてまいります。連合の受け入れ問題につきましては、施設がまだ建設中ということで白紙の状態であります。ご質問の件につきましては、今後の連合からの情報や設置市である歌志内市の動向なども勘案しながら慎重に対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕今当市におきましては、そういった議論をするときではまだないということの見解だということでお聞かせいただきました。マスコミの部分では、やはり市民の方たちも大変不安に感じている部分があるということで、やはりそういった議論の場になる前に事前に市民の方

たちの意見を聞いておいていただけるようにしていただきたいなというふうに感じておりますので、そのあたりもぜひ前向きにご検討いただけたらなというふうに思っております。

私の質問が全部終わりましたが、このたびはいろいろと提案事項を含めて多く盛り込ませていただきましたが、前向きなご検討をいただいた部分もありますので、この夏を通してまた来年に向けてそういったことの形が表現されることをご期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序6、1、生活保護制度について、議席番号8番、菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

1番目に、大綱1、生活保護制度について、①、扶養義務者に対する調査等についてご質問をさせていただきたいというふうに思います。生活保護というのは、憲法第25条に基づきまして健康で文化的な最低限の生活を国が保障する制度というふうに書かれております。受給資格を審査するのは、自治体の福祉事務所であるということも記載されております。近年生活保護を受給されている人々は、全国で200万人にも上るといわれています。皆さん方も恐らくテレビ、新聞等では最近この生活保護に対する記事やニュースが幅広く報道されていることをご承知だというふうに思います。また、厳しい雇用情勢、これは2008年の秋にリーマンショックがございましたけれども、そのときに働けない人に生活保護を受給したということ、健康であるのだけれども、働けないということで生活保護を受給して、それから非常に生活保護を受給する人がふえていったということが最大の原因だというふうに言われております。そんな中、また若者の生活保護受給者が増加傾向にあるというのも事実であります。厚生労働省の統計資料によりますと、平成20年度の全国の生活保護受給者というのは159万人いらっしゃいました。ことし1月、平成24年の1月ですけれども、

この時点においては209万人ということで50万人も増加しております。そして、さらに最近、昨日やきょうにかけてはこれはもう210万人を超えると、物すごい勢いでこの生活保護を受給する方々がふえております。その反面、本当に生活保護の受給を必要としている人、そういう人が生活保護をもらえないでいる、そういう人もまた同じ数だけ、200万人ぐらいいるそうであります。

そういう中で増加傾向にある中で今、皆さん方もご承知だと思いますけれども、自由民主党では生活保護の見直しという、そういう5つの柱ということで提言を行っております。1番目は、まず年金とのバランスの配慮、こういうことをやっていこうではないかと、そして生活保護費を10%下げようかと、これがまず第1点であります。次に、2番目としては、食費あるいは被服費などの生活の扶助、それから住宅の扶助、あるいは教育等の扶助、そういったものを今は現金しか支給できないそうでありますけれども、そういったものから現物の給付へやったらどうかと、こういうような部分が第2点目です。3点目として、医療扶助の大幅な抑制ということで、自治体による医療機関の指定と、ジェネリック薬の使用義務の法制化と。4番目として、稼働層の自立の促進、とにかく一生懸命働けるような働きかけをしましょうやと、自立させるようにしましょうやという、そういう部分、そうやって就労支援対策をやっていこうということであります。その中でケースワーカーの業務を民間委託したらどうかと、あるいは自立資金のための凍結貯蓄、これは後でもちょっと僕のほうの質問で出させてもらおうと思っていたのですけれども、そういったこと。あるいは、自治体の調査権限、今いろんな部分で人権がどうだとか何だとか、最終的にはそういうものになる、法律がどうだ、制度がどうだとなります。そういう部分で自治体としてはなかなか指導しにくい部分があるので、そういうものも強化したらどうかと。これらを今いろいろ審議、討議していることあります。それらがすべて、あくまでもこれ

は試算なのですけれども、そういったことをやったときに国の予算としては3.7兆円、このお金が削減できるということでもあります。

ただ、私は、その削減は大事なのですけれども、削減だけすればいいという、そういう問題ではないというふうに思います。その裏で先ほども申しましたように本当に生活保護を必要とする人たち、こういう人たちがまた多くいることも事実であるからです。特に障害を持っている方々には、欠かせない制度だというふうにも思っております。大切なことは、生活保護を受けている人たちがいかに地域と向かい合いながら就労の道を開いていくかということであると思います。そのために私たちはどんな手助けができるのだろうか、そういうことを私たちはもっともっと真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。そういうことが最近問題になっている孤独死、あるいは餓死、そういった問題にも手助けになる一因でないかなというふうに考えております。

そこで、質問でございますけれども、まず初めに赤平市に生活保護を受けている世帯は何世帯ぐらいありまして、人数はどのぐらいの方がいらっしゃるのかということをお尋ね申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

本年4月末現在の保護世帯総数は、314世帯、434人で、平成19年度以降の5年間ではほぼ横ばいで推移をしております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 大体赤平の人口比の約3.六、七%、4%弱、その方々が生活保護をいただいているということでもあります。4%というのは、他市に比べて多いのかどうかということはおおよそ判断できない部分もあるのですけれども、とにかく少しでも早くこの比率を下げっていく努力をしなければいけないというふうに思っております。

2番目に、厚生労働省の通知によると、扶養照会、

これを定期的に求めなさいということで指導があるはずですが、赤平市においてはこの扶養照会につきましてどの程度行っているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 扶養の義務の取り扱いについてでありますけれども、生活保護法では民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべてこの法律に優先して行われるものとなっておりますことから、保護の申請があった場合には戸籍によりすべての扶養義務者を把握をしまして扶養の履行について照会を行っております。また、扶養義務者に対する照会の程度につきましては、父母、子供といった直系血族である絶対的扶養義務者と申しますけれども、その方々が市内や近隣に住んでいる場合には家庭訪問をして直接話を聞いておりますし、そのほか扶養の履行が将来的に見込まれる方につきましては毎年1回程度照会を行っているところでございます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 そういうことで、扶養照会を行っているということでございます。市内におかれましてはある程度調査は、扶養照会の調査、こういったことは割とやろうと思えば決して難しいことではないのかなど。ただ、非常に個人的な人権の問題もありますし、大変な部分もあるかと思っておりますけれども、市内についてはある程度調査は可能かと思っておりますけれども、例えば市外の部分、そういった部分についてはどのような対応を行っているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） それ以外の方々につきましては、すべて郵送で調査を行っております。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 わかりました。

次、札幌のことをちょっと紹介しながらご質問をさせていただきたいというふうに思います。札幌で

は、本年4月1日現在生活保護受給者が約5万世帯、その9割で民法上の扶養義務を負う親族がいる一方で、親族からの仕送りを受けているのがそのわずか4%ということになっているそうです。その仕送りの平均額は、親族から仕送りを受けている方の平均の金額、それは大体1万7,000円というふうに言われております。また、2011年度に仕送りを受けてその支給を打ち切ることになった世帯ですね、今度は、その世帯の数は24世帯というふうに報道をされておりました。当市では、そういう部分の現状について、例えば仕送りを受けている世帯があるのかなのか、あるのであればどのぐらいの世帯数の方がいらっしゃるのか、あるいは支給を受けている人の平均の支給額というのはどのぐらいになるのかということをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 本年4月末現在の保護世帯総数314世帯のうち、民法上の扶養親族のいる世帯は288世帯、約92%で、そのうち仕送りを受けている世帯は約2%の6世帯で、仕送りの平均額につきましては約1万8,000円となっております。また、当市では仕送りの開始を理由として保護の廃止した事例は近年ではございません。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 次に、生活保護の費用負担についてちょっと私なりにお尋ねしたいというふうに思いますけれども、先ほども国が4分の3、市が4分の1ということでご説明がございました。市が負担する4分の1、これだけを例えば地域振興券の発行などでかえることができないものなのだろうか。確かに全額となると生活保護の受給者の方々は困ります、お金が全くないということになれば。地域振興券というのは、ある程度お金と同じように物が買えるという性質のものでありますけれども、これを生活保護の受給者の方々に4分の1、市の負担する4分の1を発券しまして地元で買い物をしていただく、地元で買い物をしていただければ、

これは地域の活性化にもつながるし、あるいは保護受給者の方々と地域の結びつきがそこで生まれてくるのではないかと。そして、それがやがて就労というか、働く窓口というか、きっかけというか、そういったものにつながって行って彼らの手助けになるのではないかというふうに思って質問しているのですけれども、そういった部分についてはいかがなものでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 生活保護費の費用負担につきましては、国が4分の3、市が4分の1となっておりますが、市の負担分につきましては普通交付税として交付をされております。また、生活扶助費の支給を現金ではなく地域振興も兼ねていわゆる地域振興券方式にすることはできないかといったご質問でございますが、現行法では生活扶助は金銭給付によって行うものとなっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 あくまでも現金ということですね。現金というけれども、地域振興券は現金にかわるものなのだけれども、それでもだめだということですね。わかりました。

次に、これまた障害を持った方々は無理であるというふうに思いますけれども、健康な保護受給者の方、最近本当にこの受給が多くなっている部分がこの部分なのでありますけれども、市や地域で行う軽作業、例えば草刈りだとか、ごみ拾いだとか、あるいは花壇等の掃除だとか、そういったことをしていただきながら、その部分の報酬を支払っていくと、こういったことも地域と連携を図りながら行うことができないものなのだろうか、これはまさに就労の第一歩になるというふうに思います。そういった部分も、先ほど申し上げたように、地域と連携すること、地域と向き合うことがいづれは孤独死だとか、そういったものの防止にもつながっていくし、就労の第一歩になっていくというふうに思うのでありますけれども、こういった部分はいかがなものな

のでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 傷病や障害などの就労阻害要因がない方につきましては、これまでもハローワークと連携をしまして就労支援を行っているところでございますけれども、今年度より新たに当市独自の取り組みといたしまして民間の有料職業紹介業者を介した就労支援を行っておりまして、最近も1名の被保護者の方の就職先が決定をしまして自立に至っておりますのでございます。また、国では秋ごろをめぐりに生活保護制度の見直しを行うこととしておりまして、その一つとして稼働能力のある人の自立支援プログラムへの参加を促す措置の導入などを検討中とのことです。当市としても稼働年齢層の就労支援につきましてはそういったことを踏まえて対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 わかりました。

次に、生活保護費の基準額、月額基準額、これは世帯構成だとか、あるいは居住地域などによって異なるというふうに聞いております。ちなみに、東京では23区で妻子を扶養する30代の場合で生活扶助、これは児童養育費加算、こういったものも含んで基準額が17万円だそうです。赤平の場合のこのような感じの中の平均の基準額というのは、どのぐらいに当たるのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 生活保護の基準につきましては、物価等を反映しまして全国1級地から3級地に分かれておりまして、東京都は1級地、赤平市は3級地となっております。それで、赤平市の場合ですけれども、例えば30代の夫婦と6歳の子供お一人の3人世帯の場合ですと、生活扶助費だけで申しますと約14万円という状況でございます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 17万と14万という、1級地で17万、3級地で14万と、大体そのぐ

らいしか違わないのか、わかりました。ありがとうございます。

次に、医療扶助が問題に今なっております。医療扶助につきましては、全国では医療扶助が生活保護の給付額のほぼ半分ということであります。悪質な過剰診療なども行っているところもあるというふうに新聞等では報道されておりますけれども、赤平は生活保護が大体8億円ぐらい年間かかっているというふうに聞いておりますし、そのうちの6億近くが医療費だということもお伺いしております。そういう中で医療費の負担をできるだけ軽減するために、例えば地元の病院への紹介だとか、あるいは安くする医薬品を使ったらどうなのとか、そういう医療関係の指導がなされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 医療機関につきましては、原則的には市内の医療機関に通院をしていただきますけれども、例外的には主治医の判断でその病状に基づきまして市外の医療機関に通院していただく場合もございます。ただし、その場合におきましても、担当のケースワーカーが主治医を訪問しましてその病状、必要性を把握した上で通院を認めているという状況でございます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 医療費の負担というのは、赤平市にとっても大変重要な問題だというふうに思います。生活保護費は、国から今の説明で入ってくるのだなということはわかりました。でも、もしそういう人方の医療費を負担するとなれば、赤平市が全部負担しなければいけないのですね。そういう中で赤平の病院を使っただけならば、赤平市に戻ってくるわけです。だけれども、よその地域に行ったら、これは人権の問題もあるし、その病状の問題もありますけれども、できるだけひとつ地元の病院におかかりになられるようにご指導願いたいというふうに思います。

最後になります。前にも申し上げたとおり、生活保護受給者の方々を何でも法律で縛ったり、経費の削減をすることだけがいいことだというふうには私は決して思っていないのです。しかし、その一方で、生活保護制度を悪用したり、不正受給を許しては絶対にいけないというふうに思います。現在国でも不正防止策を初めとして、ことしの秋ごろを目標に生活保護制度の見直しを行うというふうに聞いております。当市でも、それを踏まえてこれまで以上に厳正な生活保護制度の執行はもちろんですけれども、受ける前のそういう段階での救助の努力ということも踏まえて頑張っていただきたいなというふうに思います。先ほどの答弁の中で1名の方の自立というか、生活保護から自立へ向かったという報告を聞いております。福祉事務所の方々に対しては、非常に感謝をしたいと。自立をするということは、大変難しい問題です。そういう中で努力なさって、1名の方が生活保護から自立へ向かったということでもあります。今後もさらなる努力をしていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第4 議案第103号外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第5 議案第105号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について、日程第6 議案第106号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員会、植村委員長。

○社会経済常任委員長（植村真美君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成24年6月12日に社会経済常任委員会に付託されました議案第103号外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定について、議案第105号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について、議案第106号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、以上3案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成24年6月13日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第103号、第105号、第106号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第104号赤平市個人情報保護条例の一部改正について、日程第8 議案第107号赤平市火災予防条例の一部改正について、日程第9 議案第108号空知教育センター組合規約の変更について、日程第10 議案第109号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、太田委員長。

○総務文教常任委員長（太田常美君）〔登壇〕

審査報告を申し上げます。

平成24年6月12日、総務文教常任委員会に付託されました議案第104号赤平市個人情報保護条例の一部改正について、議案第107号赤平市火災予防条例の一部改正について、議案第108号空知教育センター組合規約の変更について、議案第109号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について、以上4案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成24年6月13日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、議案第104号、第107号、第108号、第109号、いずれも全会一致で原案どおり可決しました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第104号、第107号、第108号、第109号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第110号平成24年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第110号平成24年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,047万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2消防費国庫負担金として83万円の増額であります。東北地方太平洋沖地震発生に伴い、緊急消防援助隊として平成23年3月28日から4月3日にかけて活動した第6次派遣隊及び同年4月21日から27日にかけて活動した第12次派遣隊に係る費用に対し国より全額交付されるものであります。なお、本来であれば、平成23年度中に交付されるべきものであります。全国に対し相当な規模の派遣要請を行ったことにより、その取りまとめに時間を要した結果、平成24年度の交付となったものであります。

同じく項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金として42万円の増額であります。平成24年度税制改正に対応するための国民年金システム改修費用の全額に充当されるものであります。

款18繰越金として216万9,000円の増額であります。平成23年度の一般会計決算について3億円以上の剰余金が見込まれるため、繰越金の一部を今回の補正による歳入歳出差引額の不足額に充当するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委

員会費として2万5,000円の増額であります。4月の人事異動に伴う担当職員の実務担当者研修会に参加するための旅費を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7国民年金費として42万円の増額であります。歳入でもご説明申し上げたとおり、平成24年度税制改正に伴う控除対象扶養親族等の国民年金システム改修に要する委託料であります。

10ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目4保育所費として19万9,000円の増額であります。文京保育所の芝刈り機が故障し、老朽化によって修繕費用も多額となるため、更新に要する備品購入費を計上するものであります。

12ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として36万7,000円の増額であります。外国語指導助手であるALTの外国青年招致事業として平成19年7月より当市の英語教育の充実を担っていた職員が期間満了に伴いアメリカへ帰国することとなり、その帰国旅費について計上するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく項2幼稚園費として170万1,000円の増額であります。年中組の幼児の状況から2クラスに編制することとなり、臨時職員の幼稚園教諭1名を雇用するための賃金を増額するものであります。

16ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1過年度還付金として70万7,000円の増額であります。平成23年度の母子家庭等対策総合支援事業費等の精算による国、道負担金などの返還金であります。

以上、議案第110号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第110号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第12 意見書案第21号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書、日程第13 意見書案第22号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書、日程第14 意見書案第23号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、日程第15 意見書案第24号地方財政の充実・強化を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号、第22号、第23号、第24号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第21号、第22号、第23号、第24号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第21号、第22号、第23号、第24号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第17 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

(午前11時37分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)